

子ども虐待死ゼロを目指す児童福祉法又は児童虐待防止法改正案

第1 児童相談所と警察等関係機関との情報共有と連携しての活動

- 1 児童相談所長は、通告を受けた虐待案件について、当該案件の児童の現在地の警察署長(以下「警察署長」という。)に通知するものとする。
- 2 警察署長は、一一〇番通報への対応、深夜はいかいする児童、犯罪被害少年の保護その他の警察業務の実施に関して、前項の規定による通知を受けた案件その他の虐待案件に係る児童又は保護者の状況について把握したときは、児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童相談所、市町村、都道府県警察その他の関係機関は、虐待され、又はその危険のある児童の安全確認、保護者への指導、支援その他の児童の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(この規定があれば虐待死等を防ぐことができた可能性が高い事件)

東京都足立区 3歳児ウサギ用ケージ監禁虐待死事件、群馬県館林市・栃木県足利市 3歳児虐待死事件(※)、神奈川県厚木市 5歳児所在不明・餓死事件、東京都葛飾区 1歳児虐待死事件(※)、群馬県玉岡町 3歳児虐待死事件、名古屋市中学2年男子生徒虐待死事件、千葉県柏市 2歳児餓死事件、大阪府岸和田市中学生餓死寸前事件、大阪市西淀川区小学4年女児虐待死事件(※ただし学校から情報提供がなされていた場合)、川崎市中学1年男子生徒殺害事件(※ただし学校から情報提供がなされていた場合)。※印は 110番通報が入りながら情報が共有されていなかったため、警察が虐待家庭あるいは非行少年とのトラブルを把握できず虐待等を見逃してしまった事件

(参考法令)

- 児童福祉法 14条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。
 - 2 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長または市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- 21条の10の4 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業またはその事務の

実施に関して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

○DV 防止法 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県または市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護を行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

○障害者虐待防止法 9 条 市町村は、第七条第一項の規定による通報または障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けた時は、速やかに、当該障害者の安全の確保その他当該通報または届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

22 条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

23 条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報または届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

24 条 都道府県は、第二十二条の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令に定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第2 子どもの危険が予測される場合の通報・調査の措置

- 1 児童相談所長、市町村長は、把握していた虐待案件に係る家庭が転居その他の事由により児童の所在が不明となった場合、虐待通告を受けた家庭の所在を把握できない場合、保護者が児童の安否確認の要請に応じない、職員との面会を拒否する場合その他の児童の生命・身体に重大な危険のおそれがあると認められる場合には、直ちに警察署長に通報しなければならない。
- 2 前項の通報を受けた警察署長は、速やかに、児童の所在の調査、保護者の説得その他の児童の保護のため適切な措置を講じなければならない。

(この規定があれば虐待死等を防ぐことができた可能性が高い事件)

大阪市西区マンション内 2児放置餓死事件、群馬県館林市・栃木県足利市 3歳児虐待死事件、福岡市 18年間少女監禁事件、群馬県玉岡町 3歳児虐待死事件、大阪府東大阪市小学6年女児虐待死事件、大阪府岸和田市中学生餓死寸前事件

(参考法令)

○いじめ防止対策推進法 23条6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

○心神喪失医療観察法 24条 5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

○ハーグ条約実施法 5条 外務大臣は、外国返還援助申請があった場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。

(略)

2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を

外務大臣に提供するものとする。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係ること同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、これらの者の所在を特定するために必要な措置をとることを求めることができる。

同法 140 条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。
この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くために必要な処分をすること。
- 二 返還実施者と子を面会させ、または返還実施者と債務者を面会させること
- 三 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること

第 3 学校、市町村と警察が連携して行う所在不明、不登校等の児童の調査、発見、保護活動

1 市町村の教育委員会は、就学年齢に達していないながら就学していない児童についてその所在を把握できないときは、これを市町村長に速やかに通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村長は、当該児童の所在を調査し、他の市町村に転出していることを把握したときは、これを当該市町村長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた市町村長は、当該児童の所在を調査し、所在を把握したときは、市町村の教育委員会とともに、保護者に対して児童を就学させるよう督促するとともに、児童相談所に通知するものとする。

4 第 2 項又は第 3 項に基づき所在調査をしたにもかかわらず、児童の所在を把握できないときは、市町村長は警察署長に通知するものとする。

5 市町村の教育委員会は、正当な理由なく、学校に政令で定める期間登校せず、その安否を目視で確認できない児童を把握したときは、警察署長に通知するものとする。

6 第 4 項又は第 5 項の通知を受けた警察署長は、児童の所在を調査し、その発見及び保護のため適切な措置を講じなければならない。

7 市町村長及び警察署長は、第 2 項、第 3 項又は第 6 項の規定に基づき児童の

所在を調査するため公務所若しくは公私の団体その他の者に必要な事項を照会し、報告を求めることができる。

(この規定があれば虐待死等を防ぐことができた可能性が高い事件)

横浜市 6 歳児所在不明・虐待死事件、神奈川県厚木市 5 歳児所在不明・餓死事件、福岡市 18 年間少女監禁事件

(参考法令)

○遺失物法 12 条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第 4 転居・所在不明の場合に調査できるデータベースの整備

国は、虐待を受けていると把握している児童が転居その他の事由により所在不明となった場合又は就学年齢となりながら就学していない児童の所在が不明の場合等に、速やかに児童の所在を調査し、発見し保護することができるよう児童相談所、都道府県警察、市町村その他の関係機関が把握している虐待を受け、又は所在が不明の児童について、データベースを整備するものとする。

(この規定があれば虐待死を防ぐことができた可能性が高い事件)

大阪市西区マンション内 2 児放置餓死事件、群馬県館林市・栃木県足利市 3 歳児虐待死事件、横浜市 6 歳児所在不明・虐待死事件

(参考法令)

○空き家対策特別措置法 11 条 市町村は、空家等(建築物を販売し、または賃貸する事業を行う者が販売し、または賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に關

するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○遺失物法 8 条 警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件として国家公安委員会規則で定めるものであるときは、次に掲げる事項を他の警察本部長に通報するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 公告の日付
- 三 公告に係る警察署の名称及び所在地

第5 児童相談所が一時保護を子どもの命を最優先として行うようにする

1 児童相談所長は、一時保護措置又は施設入所措置(以下「一時保護等」という。)の決定及びその解除に当たっては、次に掲げる事項を勘案の上、児童の安全の確保を最優先に判断しなければならない。

- (1)過去において保護者の児童(その兄弟も含む)及び配偶者(事実上のものを含む)に対する虐待又は暴力を加えた事実その他暴力的な傾向の有無
- (2)保護者の精神疾患、アルコール・薬物中毒の有無
- (3)保護者に児童の安否確認その他の調査を拒否された事実
- (4)保護者に同居又は親密な者がいる場合には、その者について(1)から(3)の事実
- (5)その他事案に応じて児童の安全確保について必要な事項

2 児童相談所長は、一時保護等の判断に当たっては、医師から虐待の疑いが強いとの見解を得た場合には原則としてその見解に従うものとし、市町村、児童の在籍する保育所、幼稚園、学校(以下「学校」という。)、児童が受診した病院の関係者から一時保護等に関する意見を受けた場合にはその意見を尊重するものとする。

3 児童相談所長は、一時保護等を解除しようとする場合で必要があると認める場合には、あらかじめ、警察署長に対して、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の素行、生活の状況、一時保護の際に条件を付した場合には当該条件の遵守状況その他の一時保護等の解除の判断に際し必要と認める事項について、調査を求めることができる。

4 前項の求めを受けた警察署長は、調査の上、児童相談所長に対し判明した事項について通知するものとし、一時保護等の解除に関し意見を述べることができる。

5 児童相談所長は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ、警察署長、市町村長、児童が在籍している学校の長その他の関係者の意見を聴いた上、児童の安全確保のための計画を策定し、当該計画に従い、児童の安全確認、保護者への指導、支援その他の児童の安全確保のための措置を講じなければならない。

(この規定があれば虐待死を防ぐことができた可能性が高い事件)

千葉県市原市 0 歳児虐待死事件、和歌山市 2 歳児虐待死事件、埼玉県朝霞市 5 歳男児虐待死事件、北海道登別市 15 歳少女虐待死事件、広島県府中町小学 5 年女児虐待死事件、愛知県豊橋市乳児虐待死事件、大阪府東大阪市小学 6 年女児虐待死事件、福岡県久留米市 5 歳児虐待死事件、栃木県小山市幼児 2 児殺害事件

(参考法令)

○心神喪失医療観察法 111 条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は第一百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第 6 妊娠中・出産直後からの子育て支援が必要と思われる妊産婦等の支援

1 医師は、望まない妊娠、妊婦健診未受診等子育て困難と思われる妊産婦を認めた場合には市町村に連絡するよう努めるものとする。

2 市町村は、乳幼児健康診査未受診の児童の保護者に対して受診を勧奨することとし、それにもかかわらず受診させない場合には児童相談所に通知するものとする。

3 市町村は、第 1 項又は第 2 項に規定する妊産婦、保護者その他子育て支援が必要と認められる者に対して必要な子育て支援を行うものとし、児童相談所は

要請に応じて養子縁組あっせんを含め必要な援助を行うものとする。

(この規定があれば虐待死を防ぐことができた可能性が高い事件)

孤立した母親が 0 歳児を虐待死させた多くの事件(0 歳児が被害者のケースは虐待死の 4 割を占める)

第 7 虐待を受けた児童の心の傷に対する精神的な治療の無償実施

国は、性的虐待その他の重度の虐待を受けた児童に対して無償で精神的な治療を受けることができる制度を整備することとする。

(参考法令)

児童ポルノ禁止法 16 条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。